

HRタイムズでは、人材活用や人事労務に関する旬な情報をお届けします。

■特集■ 賃上げ促進税制について

今号では、2022年度の税制改正の目玉となる賃上げ促進税制についてご紹介致します。

(本内容は2021年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細は、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、2022年5月頃を目途に経済産業省HPに公表される予定です。)

1 賃上げ促進税制概要

賃上げ促進税制とは、従業員の給与支給額を前年度より一定以上アップさせた企業や個人事業主を対象に、一定の税額控除を行い、賃上げに積極的に取り組む企業や個人事業主を支援する制度です。

税額控除 : 雇用者全体の給与等支給額の増加額の
 大企業 最大**30%**を税額控除※
 中小企業 最大**40%**を税額控除※
 ※税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

適用対象 : 青色申告書を提出する大企業及び中小企業等

適用期間 : 2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度
 (個人事業主は2023年～2024年までの各年が対象)

2 賃上げ促進税制の要件

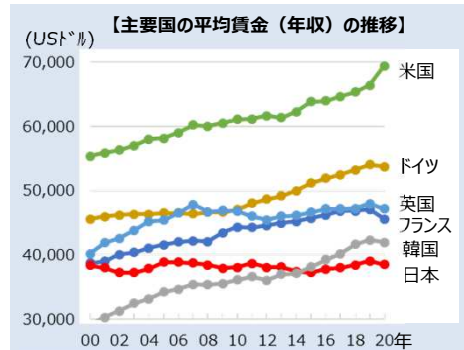
	必須要件		追加要件			
	内容	税額控除	内容	税額控除		
大企業※ <small>(資本金1億円超の企業など)</small>	継続雇用者の給与等支給額が前年度比で4%以上増加	25%	+	教育訓練費が前年度比で20%以上増加	5%	最大30%
	または 継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加					
中小企業等 <small>(資本金1億円以下の企業など)</small>	雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加	30%	+	教育訓練費が前年度比で10%以上増加	10%	最大40%
	または 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加					

※資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

賃上げ税制抜本強化の背景

賃上げ税制抜本強化の背景として、2013年度から2019年度にかけて、政策効果も相まって雇用者数が増加したことも寄与し、総雇用者報酬は37兆円と大きく増加しましたが、一方で、1人当たりの平均賃金(年収)は、2000年を基準に主要国と平均賃金を比較したところ、日本は2000年以降ほぼ横ばいになっているのに対し、韓国は1.4倍、米国は1.2倍に増えています。

今後は、1人当たりの実質賃金を伸ばすために、1人ひとりの賃上げ促進に寄与する税制へと抜本的に強化していく考えのようです。



人事労務ニュース振り返り

12月～2月に取り上げられたニュースを振り返り、人材業界の動向をご案内致します。

◆雇用保険料率段階的に引き上げ

2022年度の雇用保険料率を段階的に引き上げる雇用保険法などの改正案が閣議決定されました。新型コロナウイルスの感染拡大により、休業手当の一部を助成する雇用調整助成金の支給額が急増し、財政がひっ迫したため見直しが図られました。現在は、労使で賃金の計0.9%を負担していますが、4月～9月は0.95%、10月～2023年3月は1.35%の2段階での引き上げとなるようです。改正案では雇用保険料率の引き上げのほか、「雇用保険に一定期間加入後に離職して起業する者が廃業した場合に基本手当を受給しやすくする仕組みの新設」等の失業等給付に係る暫定措置の継続等が盛り込まれています。

<雇用保険料率引き上げイメージ>

項目	現行	4月～9月	10月～2023年3月
雇用保険料率	0.9%	0.95%	1.35%
・失業等給付 (労使折半)	0.2%	0.2%	0.6%
・育児休業給付 (労使折半)	0.4%	0.4%	0.4%
・雇用保険2事業 (事業主負担)	0.3%	0.35%	0.35%

厚生労働省 雇用保険法等の一部を改正する法律案より当社作成

(厚生労働省 第208回国会 (2022年常会) 提出法律案「雇用保険法等の一部を改正する法律案 (2022年2月1日提出)」より)

◆2021年の有効求人倍率状況

厚生労働省が発表した2021年の平均有効求人倍率は1.13倍となり、3年連続で前年を下回りました。一方で、2021年1～6月は1.09～1.13倍で推移していましたが、7～12月は1.14～1.16倍と改善傾向にあります。コロナ前の水準に回復するにはまだ厳しいものの、公益社団法人全国求人情報協会によると求人広告掲載件数等集計結果 (2021年11月分) では、求人広告掲載件数は2020年3月以来20か月ぶりに100万件の大台に回復。12月も引き続き100万件台をキープしております。

(厚生労働省 一般職業紹介状況 (令和3年12月分及び令和3年分) より)

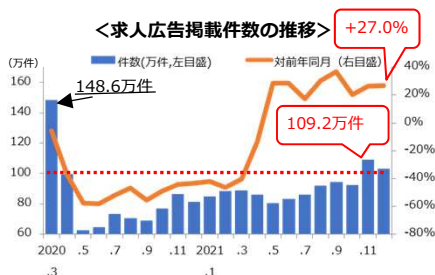
◆賃上げ企業に加点 総合評価入札 来年度から

賃上げを積極的に行う企業を調達で優遇する政府方針を踏まえ、財務省より各省庁に対して2022年4月から総合評価方式を活用した入札で「技術点」を5～10%程度の加点措置の導入を通知されました。国土交通省の資料によると入札で優遇を希望する企業は、前年か前年度の1年間と比較して、大企業は全従業員の平均給与を「3%以上」、中小企業は給与総額の「1.5%以上」の賃上げを実施する表明書等を提出した場合に入札評価点数が引き上がり、引き上げ幅は調達案件の特性により各省庁で判断されるようです。実際に賃上げが行われたかどうかは企業が税務署に提出する書類などから確認され、賃上げ率が基準に達していなかった場合、その後の1年間の入札で「加点分」を上回る減点が行われることとなりそうです。今後の賃上げ促進税制との相乗効果がでて、従業員への賃上げがなされることを期待します。

(国土交通省 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について (2022/2/8) より)



求人広告掲載件数等集計結果 (2021年12月分)



出所：公益社団法人全国求人情報協会データより当社が作成

公益社団法人全国求人情報協会が公表したデータによると2021年12月の求人広告掲載件数の対前年同月比では、+27.0%と引き続きプラスを維持。また、求人広告掲載件数では、11月に109.2万件と20か月ぶりに100万件の大台に回復。12月も103.0万件と2か月連続で維持。主要職種別掲載件数では、(2職種を除き)ほとんどの職種で前年同月比プラスで推移しています。

市場データ

2021年毎月勤労統計調査

(厚生労働省 2022年2月公表)

■調査時期：2021年

■調査対象：事業所規模5人以上

1.月間現金給与総額

- ・就業形態計 319,528円 (前年比0.3%増)
- ・一般労働者 419,578円 (前年比0.6%増)
- ・パートタイム労働者 99,537円 (前年比0.1%増)

2.月間総実労働時間

- ・就業形態計 136.1時間 (前年比0.6%増)
- ・一般労働者 162.1時間 (前年比1.1%増)
- ・パートタイム労働者 78.8時間 (前年比▲0.7%減)

上記1は一般労働者・パートタイム労働者ともに前年比増加しましたが、2では一般労働者が前年比増加に対し、パートタイム労働者は前年比減少。特にパートタイム労働者は、所定外労働時間が2時間と前年比▲6.4%減少したのが要因と考えられます。

株式会社アヴァンティスタッフ

本社
東京都中央区日本橋兜町6-7

本社代表 03-6703-8337
横浜支店 045-325-0211
大宮支店 048-645-6464
千葉支店 043-301-5525
名古屋支店 052-229-1521
大阪営業課 06-6206-1160

Web サイト
www.avantistaff.com

HRタイムズ最新号はHPでもご覧いただけます。

⇒当社HP (上記WEBサイト)
⇒企業のご担当者の方⇒お知らせ

HRタイムズに関するご意見、ご要望は以下までお願いいたします。

業務企画部 03-6703-8337